

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改定のお知らせ

- 1 青森県最低賃金が改定されます。金額等は次のとおりです。
時間額 793円（令和2年10月3日から）
- 2 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 3 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 4 業務改善助成金等の活用や賃金引上げについては、青森働き方改革推進支援センター（電話：0800-800-1830）にご相談ください。
- 5 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

※ お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室 へ。
(TEL 017-734-4114)

困ったら 一人で悩まず 行政相談

～ 10月19日(月)～25日(日)は『行政相談週間』～

村民の皆さんが毎日の暮らしの中で、役所が行う仕事に関する苦情や意見・要望があった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員（総務大臣）です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所が行う仕事について、お気軽にご相談ください。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

『特設行政相談所』を開設します。

日 時：10月22日（木） 10：00～15：00

場 所：東通村役場 4階会議室（和室）

相談委員：沢 田 要 一 【東通村大字砂子又字大萱4番地1（自宅電話48-2902）】

～ 未来への承継 ～



経営者の皆様、大切な会社やお店の後継者は決まっていますか？



さまざまな事業承継を
県と関係機関が全力で
サポートします！

親族内
承継

従業員への
承継

第三者への
承継

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっていません。一方で、事業の引継ぎには5年から10年かかるとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。あなたの会社やお店は青森県が誇る貴重な財産です。会社や従業員、そして、地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう。

青森県知事 三村申吾

まずはお気軽にご相談ください。

- 親族内承継等に関する様々な相談
- 長年築いた技術を次世代に残したい方
- 具体的にどのように承継すればよいかわからない方
- 事業の承継に際し、借入金の経営者保証が負担となっている方 など

～事業承継全般の相談なら～
青森県事業承継ネットワーク事務局
((公財)21あおり産業総合支援センター内)
TEL 017-732-3530 FAX 017-735-5777 E-mail shoukei-net@21aomori.or.jp

- 事業引継ぎに関する様々な相談
- 親族に後継者がおらず、廃業又は会社やお店の譲渡を考えている方
- 後継者のいない会社やお店の引き受けを希望する方 など

～会社・お店の譲渡、引き受けの相談なら～
青森県事業引継ぎ支援センター
((公財)21あおり産業総合支援センター内)
TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777 E-mail hikitsugi@21aomori.or.jp